

公益社団法人 アクト・ビヨンド・トラスト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人アクト・ビヨンド・トラストと称する。英文では、act beyond trust と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然環境と人間生活の調和をめざす市民の主体的行動を支援し、公正で持続可能な社会づくりを後押しすることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 助成事業（資金援助及びコンサルティング、技術及び人材提供、トレーニング、支援対象の発掘、個人及び団体の連携促進を含む）
- (2) 広報・啓発事業
- (3) 調査・研究事業
- (4) 表彰事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦（国内）及び海外において行うものとする。

(独立性)

第5条 この法人は、特定の企業、政党、団体などに縛られない独立の立場で活動する。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(法人の構成員)

第7条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人または団体で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法と書く）における社員を指し、社員総会での議決権を持つ。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人または法人で、法人法における社員とは異なり、社員総会での議決権を持たない。賛助会員の種別並びに入退会に関し、必要な事項は理事会によって別途定めるものとする。

(入社)

第8条 この法人の社員になろうとする者は、この法人の目的及び事業に賛同する個人または法人であって、この法人所定の様式による申込みにより、理事会の承認を得なければならない。

2 その他、社員の資格に関する規定を別途定める。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になったとき及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、この法人に必要な経費に充てるため、別に定める「賛助会員規程」に基づき、会費を納入しなければならない。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、または解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(種類)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権能)

第16条 社員総会は、この法人の運営に関する次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出することができる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、または電磁的方法により表決し、または他の社員を代理人として表決を委託することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事または社員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には、議長及び出席した社員の内からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を、代表理事とする。

3 法人法第91条第1項第2号に規定する、この法人の業務執行理事（代表理事以外の理事）は1名以上3名以内とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会における決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が署名または記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(アドバイザー)

第35条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下のアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、専門的知識を有する者で、独立した立場から次の役職を担う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(3) 事務局の求めに応じ、業務執行上の事項について参考意見を述べること

3 アドバイザーの選任及び解任は、理事会において決議する。

4 アドバイザーに対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 運営及び組織

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別途定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算その他法令で定める書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、社員総会の決議によって変更することができる。

2 特別決議には、社員の過半数が出席した総会において、全ての社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を得なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

第44条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から2011年2月28日までとする。

(設立時の役員等)

第45条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 星川 淳

設立時理事 中山 学

設立時理事 菅波 完

設立時理事 松原 広美

2 設立時の理事長は、星川 淳とする。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第46条

設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 星川 淳

2 住所

氏名 菅波 完

(法令の準拠)

第47条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。